

今月の言葉

悩んでないで

考えてないで、行動しよう

管理部

シンセロからのお知らせ

～12月1日から自転車の逆走が禁止に～

12月1日から改正道路交通法が施行され、自転車が道路の右側にある路側帯を走ることが禁止されます。違反した場合は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金。

路側帯とは歩道がない道路のうち、道路の端に設けられた歩行者や自転車の通行スペースで、車道と白線で隔てられている場所です。自転車などの軽車両は、これまで歩道がない道路では、左側・右側どちらの路側帯も通行することができましたが、改正後は進路左側の路側帯に限定されるので注意して下さい。

シンセロでは自転車運転中の事故により相手に損害を与えてしまった場合や、ご自身がケガをされた場合を補償する自転車向け保険も取り扱っております。(本人のみ月¥430、夫婦月¥560、家族月¥730)自動車保険に加入している方は特約を追加するだけで対応可能な場合もあります。

興味のある方は事務所までお越し下さい。



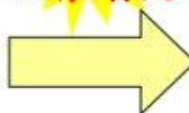
※道路の左側及び右側にある路側帯どちらも通行可能ですが・・・

路側帯も車道と同じように
左側通行



※路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないよう走行しましょう。

12月1日から



違反をした場合は・・・

3か月以下の懲役
または
5万円以下の罰金

静岡県警察

ビザ期限は厳守！1日でも過ぎたらオーバーステイ！



ビザの更新について、「ちょっと位手続きが遅れても大丈夫だろう」と思っている人はいませんか？悪意がなくともビザ期限は厳守です。1日でも過ぎればオーバーステイになってしまう為に常に気をつけておかなければいけないのです。オーバーステイになると手続きに時間やさらなるお金もかかります。自分の期限は意識していても、家族、特に子供の分の期限を忘れてしまう人が増えているので、家族全員の期限を把握しておきましょう。また、伸栄としてもオーバーステイの人を雇用して

いると処罰を受けてしまいます。ビザ期限が更新された在留カードを保管しなくてはならないので、更新をしたら必ず伸栄に提出してください。伸栄にコピーを持ってくるか、名前と会社名を書いて写真データをメールで info@shinei-net.jp まで送ってください。

年末年始のお休みについて

年末年始の伸栄事務所のお休みは、12月28日～1月5日までです。

この間は事務所が開きませんのでご用の方は早めに済ませましょう。

新年を元気に迎えられるよう、休暇中も規則正しい生活を送りましょう。

